

## 防府市敬老会等補助金交付要綱

平成11年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、敬老の日を中心とし各地区で防府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が主催して行う敬老会等、高齢者の長寿を祝う取組みに係る経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 対象者一人当たりの補助金の額は以下のとおりとし、市長が予算の範囲内において決定する。

(1) 敬老会を開催する場合 1,500円

(2) 上記以外の長寿を祝う取組みを行った場合 1,000円

(補助金の交付申請)

第3条 市社協は、補助金の交付の申請をしようとするときは、防府市敬老会等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象者数（9月1日「基準日」現在において、翌年の4月1日までに75歳以上になる者）

(2) 予算書

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、防府市敬老会等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の請求)

第5条 市社協は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により市社協の提出する適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に補助金を市社協に支払うものとする。

(実績報告書)

第6条 市社協は、事業終了後遅滞なく防府市敬老会等補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式

防府市敬老会等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

防府市敬老会等補助金交付要綱第 3 条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

添付書類

- 1 対象者数
- 2 予算書

第2号様式

防府市敬老会等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

防府市長

年 月 日付けで申請のありました防府市敬老会等補助金について、  
下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

補助金交付額 金 円

第3号様式

防府市敬老会等補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

防府市敬老会等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書